

# ねんりんピック富山2018

## 美術展出品規程

### 1 出品者資格

60歳以上（昭和34年4月1日以前に生まれた人）のアマチュアとする。

### 2 出展数及び出品作品

(1) 各都道府県・政令指定都市から、日本画、洋画、彫刻、工芸、書及び写真の部について、各部門2点（東京都、富山県は各部門4点）とする。

(2) 出品作品は、出品者により創作されたもので、未発表のものとする。

### 3 出品規格

(1) 日本画の部

ア 水墨画を含む。

イ 10号（53.0cm×33.3cm）以上、50号（116.7cm×116.7cm）以内とする。

ウ 額装をする。ガラス、屏風、軸装は不可とする。なお、30号以上の作品については、額縁の幅（マットを含む。）は6cm以内とする。

(2) 洋画の部

ア 油絵、アクリル画、水彩、素描、版画、パステル画などとする。

イ 10号以上、50号以内とする。（版画については、10号未満も可とする。）

ウ 額装をする。ガラスは不可とする。なお、30号以上の作品については、額縁の幅（マットを含む。）は6cm以内とする。

(3) 彫刻の部

ア 高さ200cm×幅100cm×奥行100cm以内とする。

イ 重量は200kg以内とする。

(4) 工芸の部

ア 工芸作品（陶芸、染織、漆芸、金工、木竹、人形、その他）とする。

イ 立体作品は高さ60cm以内とし、平面（壁面を含む。）作品は50号以内とする。なお、額装した作品で30号以上の作品については、額縁の幅（マットを含む。）は6cm以内とする。

ウ 屏風は二曲とし、平面時のサイズは高さ149cm×横140cm以内とする。

(5) 書の部

- ア 漢字、かな、篆刻、調和体及び前衛、刻字を問わない。
- イ 額・枠・軸装いずれも可。表装仕上がり寸法は、 $1.5\text{ m}^2$ 以内とし、縦形式は一辺が $242\text{ cm}$ 、横形式は一辺が $182\text{ cm}$ 以内とする。なお、ガラスは不可とし、重量は $10\text{ kg}$ 以内とする。
- ウ 篆刻作品は印影のみの作品とし、縦 $39\text{ cm}$ ×横 $30\text{ cm}$ 以内の額装とする。刻字作品の大きさもこれに準ずる。
- エ 釈文を、作品の裏面に貼付すること。

(6) 写真の部

- ア カラー、モノクロを問わない。
- イ 長辺が $50\text{ cm}$ 以上、 $90\text{ cm}$ 以内の単写真とする。
- ウ 木製パネル仕立てとする。額装の場合、アクリルは可とし、ガラスは不可とする。
- エ 使用機材は問わない。プリント方式は銀塩プリント・インクジェットプリントを問わない。デジタル合成は不可とする。

#### 4 テーマ

特に定めない。

#### 5 出品上の注意

- (1) 出品は個人の作品に限る。
- (2) 出品規格に合わない作品は受け付けない。
- (3) 出品作品ごとに「美術展出品票」（別途様式を指定する。）を添付する。
- (4) 作品の裏面には、展示用の吊りひも等をつける。（彫刻、工芸の立体作品を除く。）
- (5) 次に該当する場合は、完成後の写真を必ず添付する。
  - ア 日本画、洋画、書及び写真の部門の出品作品のうち、展示方向（正面、上下等）を示す必要があるもの
  - イ 彫刻部門の全出品作品
  - ウ 工芸部門の全出品作品
- (6) 展示に際し、組み立て等が必要な作品については、完成後の写真及び組み立て説明図などを必ず添付する。
- (7) 作品の形状、重量等により著しく展示が困難な場合は、主催者の判断により展示しないことがある。
- (8) 写真の部については、入選作品集の印刷用として、同一写真〔キャビネ判（ $13\text{ cm}$ × $18\text{ cm}$ 程度）、光沢のあるもの〕を同封し、その写真の裏面にも「美術展出品票」を貼り付けることとする。